

# 福岡県公報

平成三十年六月二十二日  
第四千二百号  
増刊①

## 目次

雑報

○福岡県新型コロナウイルス感染症等対策本部規程の一部を改正する規程

(がん感染症疾病対策課) ……………一

## 雑報

福岡県新型コロナウイルス感染症等対策本部規程第一号

福岡県新型コロナウイルス感染症等対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める

平成三十年六月二十二日

福岡県新型コロナウイルス感染症等対策本部長

福岡県知事 小川 洋

福岡県新型コロナウイルス感染症等対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県新型コロナウイルス感染症等対策本部規程(平成二十五年七月福岡県新型コロナウイルス感染症等対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

教育部

教育長

教育次長

を

教育部

教育長

副教育長

に改める。

別表第二中

総務部

防災危機

防災企画班

防災企画課長

管理局

消防防災指導班

東京連絡班

消防防災指導課長

を

総務部

防災危機

防災企画班

防災企画課長

管理局

消防防災指導班

消防防災指導課長

に

企画・地域振興部

国際局

国際政策班

国際政策課長

を

企画・地域振興部

国際局

国際政策班

国際政策課長

に

東京連絡班

地域班

地域課長

を

県土整備部

河川班

河川開発班

河川課長

を

県土整備部

河川管理班

河川整備班

河川管理課長

に

河川整備班

河川整備課長

を

教育部

総務班

総務課長

を

教育部

総務企画班

総務企画課長

に

教育部

財務班

文化財保護班

文化財保護課長

を

企画調整班

企画調整課長

を

社会教育班

社会教育課長

を

教職員班

教職員課長

を

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)  
[作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

<table border="1"> <tr><td>総務部</td></tr> <tr><td>局 管理 防災</td></tr> <tr><td>班 企画 防災</td></tr> <tr><td>消防</td></tr> <tr><td>一 消防機関の動員等についての指示に関する事</td></tr> </table>	総務部	局 管理 防災	班 企画 防災	消防	一 消防機関の動員等についての指示に関する事	別表第四中	<table border="1"> <tr><td>幹事</td></tr> <tr><td>教育庁</td></tr> <tr><td>総務企画課長、教職員課長、体育スポーツ健康課長</td></tr> </table>	幹事	教育庁	総務企画課長、教職員課長、体育スポーツ健康課長	<table border="1"> <tr><td>幹事</td></tr> <tr><td>教育庁</td></tr> <tr><td>総務課長、体育スポーツ健康課長</td></tr> </table>	幹事	教育庁	総務課長、体育スポーツ健康課長	別表第三中	<table border="1"> <tr><td>教育部</td></tr> <tr><td>体育スポーツ健康班</td></tr> <tr><td>社会教育班</td></tr> <tr><td>体育スポーツ健康課長</td></tr> <tr><td>社会教育課長</td></tr> </table>	教育部	体育スポーツ健康班	社会教育班	体育スポーツ健康課長	社会教育課長	<table border="1"> <tr><td>教育部</td></tr> <tr><td>体育スポーツ健康班</td></tr> <tr><td>体育スポーツ健康課長</td></tr> </table>	教育部	体育スポーツ健康班	体育スポーツ健康課長	<table border="1"> <tr><td>教育部</td></tr> <tr><td>義務教育班</td></tr> <tr><td>特別支援教育班</td></tr> <tr><td>義務教育課長</td></tr> <tr><td>特別支援教育課長</td></tr> </table>	教育部	義務教育班	特別支援教育班	義務教育課長	特別支援教育課長	<table border="1"> <tr><td>教育部</td></tr> <tr><td>義務教育班</td></tr> <tr><td>義務教育課長</td></tr> </table>	教育部	義務教育班	義務教育課長	<table border="1"> <tr><td>教育部</td></tr> <tr><td>財務班</td></tr> <tr><td>教職員班</td></tr> <tr><td>施設班</td></tr> <tr><td>文化財保護班</td></tr> <tr><td>財務課長</td></tr> <tr><td>教職員課長</td></tr> <tr><td>施設課長</td></tr> <tr><td>文化財保護課長</td></tr> </table>	教育部	財務班	教職員班	施設班	文化財保護班	財務課長	教職員課長	施設課長	文化財保護課長	<table border="1"> <tr><td>施設班</td></tr> <tr><td>施設課長</td></tr> </table>	施設班	施設課長
総務部																																																
局 管理 防災																																																
班 企画 防災																																																
消防																																																
一 消防機関の動員等についての指示に関する事																																																
幹事																																																
教育庁																																																
総務企画課長、教職員課長、体育スポーツ健康課長																																																
幹事																																																
教育庁																																																
総務課長、体育スポーツ健康課長																																																
教育部																																																
体育スポーツ健康班																																																
社会教育班																																																
体育スポーツ健康課長																																																
社会教育課長																																																
教育部																																																
体育スポーツ健康班																																																
体育スポーツ健康課長																																																
教育部																																																
義務教育班																																																
特別支援教育班																																																
義務教育課長																																																
特別支援教育課長																																																
教育部																																																
義務教育班																																																
義務教育課長																																																
教育部																																																
財務班																																																
教職員班																																																
施設班																																																
文化財保護班																																																
財務課長																																																
教職員課長																																																
施設課長																																																
文化財保護課長																																																
施設班																																																
施設課長																																																
		に改める。	を	に改める。	を	に、	を	に、																																								
<table border="1"> <tr><td>教育部</td></tr> <tr><td>総務企画班</td></tr> <tr><td>一 内部の連絡調整に関する事。 二 事務局職員の動員に関する事。 三 広報に関する事。</td></tr> </table>	教育部	総務企画班	一 内部の連絡調整に関する事。 二 事務局職員の動員に関する事。 三 広報に関する事。	<table border="1"> <tr><td>教育部</td></tr> <tr><td>総務班</td></tr> <tr><td>一 内部の連絡調整に関する事。 二 事務局職員の動員に関する事。 三 広報に関する事。 四 職員の保健管理に関する事。</td></tr> </table>	教育部	総務班	一 内部の連絡調整に関する事。 二 事務局職員の動員に関する事。 三 広報に関する事。 四 職員の保健管理に関する事。	<table border="1"> <tr><td>企画・地域振興部</td></tr> <tr><td>局 国際</td></tr> <tr><td>班 政策 国際</td></tr> <tr><td>東京連絡班</td></tr> <tr><td>一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関する事。 二 海外事務所に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関する事。 三 パスポート申請窓口における情報提供等に関する事。 四 在在外国人及び外国人留学生に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関する事。</td></tr> </table>	企画・地域振興部	局 国際	班 政策 国際	東京連絡班	一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関する事。 二 海外事務所に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関する事。 三 パスポート申請窓口における情報提供等に関する事。 四 在在外国人及び外国人留学生に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関する事。	<table border="1"> <tr><td>企画・地域振興部</td></tr> <tr><td>局 国際</td></tr> <tr><td>班 政策 国際</td></tr> <tr><td>一 海外事務所に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関する事。 二 パスポート申請窓口における情報提供等に関する事。 三 在在外国人及び外国人留学生に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関する事。</td></tr> </table>	企画・地域振興部	局 国際	班 政策 国際	一 海外事務所に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関する事。 二 パスポート申請窓口における情報提供等に関する事。 三 在在外国人及び外国人留学生に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関する事。	<table border="1"> <tr><td>総務部</td></tr> <tr><td>局 管理 防災</td></tr> <tr><td>班 企画 防災</td></tr> <tr><td>班 指導 消防</td></tr> <tr><td>一 防災・行政情報通信ネットワークの運用管理に関する事。 二 消防機関の動員等についての指示に関する事。</td></tr> </table>	総務部	局 管理 防災	班 企画 防災	班 指導 消防	一 防災・行政情報通信ネットワークの運用管理に関する事。 二 消防機関の動員等についての指示に関する事。	<table border="1"> <tr><td>東京連絡班</td></tr> <tr><td>班 指導 防災</td></tr> <tr><td>一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関する事。</td></tr> </table>	東京連絡班	班 指導 防災	一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関する事。																				
教育部																																																
総務企画班																																																
一 内部の連絡調整に関する事。 二 事務局職員の動員に関する事。 三 広報に関する事。																																																
教育部																																																
総務班																																																
一 内部の連絡調整に関する事。 二 事務局職員の動員に関する事。 三 広報に関する事。 四 職員の保健管理に関する事。																																																
企画・地域振興部																																																
局 国際																																																
班 政策 国際																																																
東京連絡班																																																
一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関する事。 二 海外事務所に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関する事。 三 パスポート申請窓口における情報提供等に関する事。 四 在在外国人及び外国人留学生に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関する事。																																																
企画・地域振興部																																																
局 国際																																																
班 政策 国際																																																
一 海外事務所に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関する事。 二 パスポート申請窓口における情報提供等に関する事。 三 在在外国人及び外国人留学生に対する感染症予防啓発、連絡調整等に関する事。																																																
総務部																																																
局 管理 防災																																																
班 企画 防災																																																
班 指導 消防																																																
一 防災・行政情報通信ネットワークの運用管理に関する事。 二 消防機関の動員等についての指示に関する事。																																																
東京連絡班																																																
班 指導 防災																																																
一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関する事。																																																
		に、	を	に、	を	に、		を																																								

教育部	社会教育班 体育スポーツ健康班	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 児童生徒の保健管理に関すること。</li> <li>二 公立学校及び関係団体に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</li> </ul>	に改める。
教育部	体育スポーツ健康班	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 児童生徒の保健管理に関すること。</li> <li>二 公立学校及び関係団体に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</li> </ul>	を
教育部	義務教育班 特別支援教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 市町村立学校の教職員及び児童生徒に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</li> <li>二 県立特別支援学校の教職員及び幼児児童生徒に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</li> </ul>	に、
教育部	義務教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 県立特別支援学校及び市町村立学校の教職員並びに児童及び生徒に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</li> </ul>	を
教育部	教職員班	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 県立学校及び市町村立学校の教職員に対する連絡調整等に関すること。</li> <li>二 職員の保健管理に関すること。</li> </ul>	に、
教育部	教職員班	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 県立学校及び市町村立学校の教職員に対する連絡調整等に関すること。</li> </ul>	を
教育部	財務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 新型インフルエンザ等対策に係る予算に関すること。</li> </ul>	に、
教育部	社会教育班 財務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 社会教育関係団体に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</li> <li>二 新型インフルエンザ等対策に係る予算に関すること。</li> </ul>	を

附 則  
この規程は、公布の日から施行する。